

入 札 公 告（業 務 委 託）

次のとおり事後審査方式一般競争入札に付します。

令和3年1月22日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 令和3年度高速都心環状線他渋滞対策検討業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、現在の名古屋高速道路の渋滞箇所である高速本線合流部や高速出口について、対距離料金制移行後の交通状況及び渋滞状況を把握するとともに渋滞要因の分析や渋滞対策の立案を行うものである。また、渋滞対策実施予定である黄金出口について対策効果の分析を行うものである。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年6月30日（木）まで
- (4) 本入札は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施します。
- (5) 本業務は予定価格の事前公表業務です。
予定価格 金25,110,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 本業務は、設計、測量、調査、ボーリング、試験等における低入札価格調査等実施要綱（24通達第28号。以下「低入札要綱」という。）に規定する調査基準価格及び失格判断基準を設定しています。
- (7) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム（CALS/EC）』（以下「電子入札システム」という。）により行う（以下「電子入札」という。）対象業務です。
なお、電子入札システムにより難しい者は名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (8) 本業務の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の入札方式及び工種を選択してください。
入札方式 「コンサル」の「事後審査型一般競争入札」
工種 「建設コンサル」
（電子入札システムで選択する工種は、システム上の分類であり、本業務の内容とは関係ありません）

2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「入札参加申込書及び技術資料（企業及び配置予定技術者の実績、加算点申告表及び技術提案書）（以下「申込書等」という。）」の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 令和2・3年度の一般競争有資格業者の決定をコンサルタント（土木）の業種で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成9年通達第8号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務拠点に関して以下の要件を満足すること。
- ・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 平成22年度以降申込書提出日までに完了した、公社又は他機関（首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社をいう。）が発注した同種業務の実績を有すること。
- ここでの同種業務とは渋滞ソフト施策^{※1}、渋滞状況分析^{※1}、渋滞対策^{※1※2}、または渋滞調査^{※1※3}の業務をいう。
- ※1. テクリスの業務キーワードによること
 - ※2. 渋滞対策の検討・立案を含むものに限り、渋滞対策を目的とした構造物等の設計のみのものは除く。
 - ※3. 渋滞対策の検討・立案を含むものに限り、交通量調査のみを行ったものは除く。
- (8) 配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。
- ア 技術士〔建設部門「道路」〕
 - イ 技術士〔総合技術監理部門（建設―「道路」）〕
 - ウ R C C M 〔「道路部門」〕
- (9) 配置予定管理技術者は、平成22年度以降申込書提出日までに完了した、(7)に示す機関が発注した同種業務の実績を有すること。なお、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（発注者又は受注者）は問わない。
- なお、詳細は入札説明書によります。
- (10) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。
- (11) 配置予定管理技術者の令和3年2月5日（金）現在の手持ち業務（本業務を含まず特定

後未契約のものを含む。)の契約合計金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。

手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

(12) 技術提案書が以下に該当しないこと。

ア 技術提案がない場合や、内容がほとんど記載されておらず提案内容が判断できない場合

イ 業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合

ウ 技術提案書の各様式(業務実施方針、業務実施体制)の注記に反する記載がされている場合。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 技術提案等の内容に応じ、(2)のア、イ、ウの評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

イ 価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

ウ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記アにより得られた技術点と当該入札者の入札価格から上記イにより求められる価格点の合計(以下「評価値」という。)をもって行います。

(2) 技術提案書の評価基準等

技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があります。なお、詳細は入札説明書によります。

評価項目は以下のとおりとします。

ア 基本事項評価(企業)

イ 基本事項評価(技術者)

ウ 技術提案書

(3) 落札者の決定

ア 入札参加者は、価格をもって入札します。次の条件を満たした者のうち、(1)総合評価の方法によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とします。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 入札価格の積算内訳が低入札要綱第4条に基づく失格判断基準に該当しないこと。

イ 落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること及び技術資料の内容を確認したうえで落札者を決定します。

4 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目 17 番 30 号

名古屋高速道路公社 総務部会計課 (契約担当)

電話 0 5 2 - 9 1 9 - 5 6 4 2

(2) 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午前 10 時 00 分から令和 3 年 2 月 16 日 (火) 午後 4 時 00 分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 申込書等の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申込書等を提出してください。

ア 期 間 令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午前 10 時 00 分から

令和 3 年 2 月 5 日 (金) 午後 4 時 00 分までの電子入札システム稼動時間

(電子入札システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び祝日 (以下「休日」という。))

を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで)

イ 方 法 申込書等を、電子入札システムにより公社会計課に提出してください。アの期間の経過後に到達した場合は、本入札に参加することができません。

(4) 入札書及び委託費内訳書の提出

入札書及び委託費内訳書 (以下「入札書等」という。) は電子入札システムにより提出してください。

ア 入札書等の提出期間

令和 3 年 2 月 15 日 (月) 午前 10 時 00 分から

令和 3 年 2 月 16 日 (火) 午後 4 時 00 分までの電子入札システム稼動時間

(電子入札システムの稼動時間は、休日を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで)

イ 入札回数 1 回

ウ 開札

(ア) 年月日 令和 3 年 2 月 17 日 (水)

(イ) 場 所 名古屋市北区清水四丁目 17 番 30 号

名古屋高速道路公社 本社 6 階 会議室

5 事後審査の手続等

(1) 落札候補者は、次に従い、事後審査に必要な書類を提出してください。

ア 提出期限 令和 3 年 2 月 19 日 (金) 午後 4 時まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 持参又は「郵送 (書留郵便に限る。)) 若しくは託送 (書留郵便と同等のものとする。)) (以下「郵送等」という。)) とします。

なお、郵送等の場合は期限前日までに必着とします。

- (2) 落札候補者の事後審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとし、また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位者を下回った場合も同様の扱いとします。
- (3) 技術資料及び事後審査に係る資料の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。
- (4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- 事後審査において競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
- ア 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで
- イ 提出場所 公社会計課
- ウ 提出方法 持参又は郵送等とします。なお、郵送等の場合は期限前日の正午までに必着とします。
- 理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
- 次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。
- ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。なお、落札決定時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。
- イ 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札
- エ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った電子入札
- オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号）及び名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号）において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 落札者の決定方法

落札者の決定は、３（３）により決定するものとします。

- （４） 契約書作成の要否 要
- （５） 関連情報を入手するための照会窓口は、４（１）に同じ。
- （６） 詳細については入札説明書によります。
- （７） 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

- （８） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

（１）入札参加資格

ア 企業の業務実績

イ 配置予定技術者の業務実績

（２）総合評価落札方式の評価項目

ア 企業に関する事項の業務の実績

イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

（１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類

（２）業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、以下のとおり取り扱うので、お知らせします。

競争参加資格申請書、技術資料及び委託費内訳書等の押印について

電子入札システムにより提出をするときは、押印は不要ですが、紙入札方式により参加する等により、押印が必要となる場合において、押印が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証又は健康保険被保険者証等の写し)を添付することにより、押印は不要とします。